

中学生までの医療費を無料化！

～平成25年4月の診療分から適用

松前町では、子どもの健全やかな成長を支えるための子育て支援策として、平成25年4月1日から、乳幼児等医療費助成制度の対象年齢を中学生まで引き上げ、医療費の無料化を実施することにしました。

また、今回の制度拡大に合わせて、重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費助成を受けている15歳までの子どもについても同様に医療費の無料化が適用されます。

制度拡大のポイント

- ①「乳幼児等医療費助成」から「子ども医療費助成」へと名称が変わります。
- ②0歳児から中学生まで（15歳に達する日以後の最初の3月31日まで）が医療費無料化の対象となります。
- ③入院・通院ともに医療費の自己負担がなくなります。（ただし、入院時の

食事代などは除く。）

④子ども医療費受給者証は、15歳までの期間を有効とし、更新手続きが不要となります。（ただし、加入している健康保険証などに変更がある場合は、届出が必要となります。）

なお、対象となる15歳までの子どもがいる世帯には、3月上旬に手続きに関する案内文を送付します。
※子ども医療費助成に関する詳しい内容については、広報3月号で紹介いたします。

問 福祉課（医療担当）

☎42-2275 ⑨246

問 教育委員会学校教育課

☎42-3060

来年度小学1年生と中学1年生の保護者の方へ

来年度、小中学校へ入学するお子さんの保護者の方へ、入学する学校を指定した「**就学通知書**」を1月末までに送付します。

なお、下校後お子さんの面倒を見る方がいない家庭で、保護者の勤務地の学校や、祖父母の居住する地域の学校に就学したい場合など、やむを得ない事情により、就学通知書に記載された以外の学校へ通学できる場合もあります。
詳しくは、教育委員会学校教育課へお問い合わせください。



松前消防署からの お知らせ！

■電気火災に気を付けましょう！

暖房機器を使用するこの季節、火の元、火の取扱いは十分注意していると思いますが、電気製品の不具合により火災が発生するケースがありますので、火災を出さないように十分注意しましょう。

■身近な家庭電気製品の火災に注意！

昨年、全国で電気製品の不具合により火災が発生するケースが有り、特に「エアコン」、「電気ストーブ」、「冷蔵庫」などで多く発生しています。

見た目には炎がなく安全に思える電気製品でも、コンセントや差し込みプラグといった配線器具は、コンセント内部の接続部が緩



み発熱したり、差し込みプラグのトラッキング現象（コンセントと差し込みプラグの間にたまった綿ぼこりなどが、湿気によりスパークを繰り返して出火する。）などは、普段は、全く気が付かないところで火災が発生することがあります。

また、電気ストーブなどの暖房機器も、高熱を発生することに変わりが無いので、十分注意が必要です。



使用する前には電気製品の説明書を良く読み、長期間使用しない差し込みプラグやコンセントは抜いておき、こまめに点検・清掃を行うことが大切です。

問 松前消防署（指導係）

☎42-2119